

## 実費徴収に係る補足給付事業のご案内（副食費）

中央市子育て支援課

### 1 実費徴収に係る補足給付事業とは

保育園、認定こども園などの特定教育・保育施設等では、市で定める利用者負担額（保育料）のほかに、副食費（おかず・おやつ代等）を実費徴収することができるかとされています。

中央市では、給付対象者に対して、世帯の負担を軽減することを目的とし、実費徴収の月額（施設にて決定された徴収額）を限度に給付する事業（実費徴収額に係る補足給付事業）を行っています。

※中央市立保育園については月額 4,500 円となります

### 2 給付対象者

以下のすべての条件を満たす保護者に対し、実費徴収額の一部を給付します。

- ・住民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯の児童（1号認定の場合）
- ・住民税所得割課税額 57,700 円未満の世帯の児童（2号認定の場合）  
※2号認定で母子・父子家庭の場合は 77,101 円未満
- ・こどもの住所が中央市内にあること
- ・子どもの通っている施設が、認可保育園、幼稚園（新制度に移行している園のみ）、認定こども園、事業所内保育所、小規模保育事業所のいずれかであること

### 3 給付額及び給付限度額

○給付額及び給付限度額については以下のとおりです。

対象経費	給付限度額
副食費（おかず・おやつ代等）	こども1人あたり 月額（施設にて決定された徴収額）

### 4 補足給付事業の対象となるもの（中央市立保育園用）

○給本代 ○教材費 ○親子遠足の参加費 ○おかず・おやつ代等  
※市立保育園が購入した教育・保育の提供に便宜を供するものに限る

### 5 該当・非該当の切替時期

副食費免除対象者の切替時期は、保育料と同様に、毎年9月になります。また4月の進級時にも兄弟の進級・卒園に伴い、副食費免除対象者から外される世帯があります。

詳細につきましては、中央市子育て支援課 保育担当までお問い合わせ下さい。

※婚姻・離婚等により世帯収入に変更があった場合や、市民税の修正申告を行った場合などは、免除に係る該当・非該当が変更となる場合があります。その際は子育て支援課までお問合せください。

#### お問い合わせ先

中央市役所 子育て支援課  
〒409-3892 中央市臼井阿原 301-1  
TEL 055-274-8557（直通）

## 副食費について

これまで、2号認定は保育料に副食費が含まれていましたが、国において自宅で子育てを行う場合にも同様にかかる費用と位置付けられたことを受け、令和元年10月から実費徴収となります。副食費の金額は各施設で決定し、徴収となります。詳しくは施設へお問い合わせください。(中央市立保育園については月額4,500円となります。)

### 【副食費の免除対象者について】

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費免除の制度が始まりました。副食費免除の対象者は次のいずれかの条件に該当する方です。

#### ○1号認定の場合

対象者：①市民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯  
②小学校3年生のきょうだいに対して3子目以降の子

(②の例)

きょうだいの構成	小学校4年	小学校3年	小学校1年	年中
カウント	×	1子目	2子目	3子目
免除対象の可否				免除

#### ○2号認定の場合

対象者：①市民税所得割額の合計が57,700円未満の世帯  
(母子・父子家庭の場合は77,101円未満)  
②小学校就学前のきょうだいに対して3子目以降の子

(②の例)

きょうだいの構成	小学校1年	年長	年中	年少
カウント	×	1子目	2子目	3子目
免除対象の可否				免除

※副食費免除対象者の切替時期は、保育料と同様に、毎年9月になります。また4月の進級時にも兄弟の進級・卒園に伴い、副食費免除対象者から外れる世帯があります。